

出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)について

核家族化や地域のつながりの希薄化等による育児の孤立化

子育て世帯の不安感や負担感の軽減が必要

出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)【H27新規】(1,200百万円)

【目的】全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る。

【実施主体】区市町村

【事業内容】母子保健強化事業または包括的支援事業を実施

【H27年度スケジュール】

7月上旬	当初交付申請依頼	8月上旬	当初交付申請期限
9月	当初交付決定	12月	変更交付申請依頼
翌年2月	変更交付決定	3月	補助金交付

母子保健強化事業

母子保健施策の現状

各種の訪問事業や健診により、子供の成長の各段階で広く子育て家庭に関与

自治体ごとに工夫しながら産後うつへのスクリーニング等も実施

一方、妊娠期における取組は、妊娠届出時のアンケート等に基づくハイリスク・アプローチが中心

多くの家庭では、産後に比べて、妊娠期には行政機関との関わりが希薄

取組の方向性

予防的支援の視点でポピュレーション・アプローチを強化

「産後うつを早期に発見する取組」から「産後うつを発生させない取組」へ

実施方法の一例

妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、アンケート等 + 育児パッケージの案内

住民票
窓口

住民票
窓口

保健所、
保健センター

住民票
窓口

住民票
窓口

予約制にするなどして十分な面談時間を確保

行政の専門職と顔の見える関係を構築することで、心配事が生じたときに相談できる人が身近にいるという安心感を醸成

全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握する。
育児パッケージ(子育て用品等)を直接配布する。

支援を要する家庭については、関係機関と情報を共有し、連携しながら、必要な支援につなぐ。

育児パッケージ
= 社会で子育てを支援するというメッセージ
行政が育児の伴走者として家庭に関わるためのツールとして活用

補助内容

項目	基準額	対象経費	補助率
育児パッケージ	1件あたり10,000円	育児パッケージにかかる経費	10/10

妊産婦等



包括的支援拠点（保健所・保健センター・子供家庭支援センター等）

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供

全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する。

支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。必要に応じて支援実施機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。

妊産婦等に育児パッケージを直接配布する。

以下のいずれかに該当する者には、支援プランを作成し、きめ細かい支援を実施する。
（心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者、家族からの援助が得られないなどのリスク要因が認められる者、継続的な支援を希望する者）

支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。継続的な支援が必要な場合は、子供が就学するまで支援する。

必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。



- 関係機関**
- ・医療機関（産科等）
 - ・保健所
 - ・子供家庭支援センター
 - ・児童相談所
 - ・民間機関
- 等

【任意事業】産前・産後サポート事業（専門家や子育て経験者による相談支援）、産後ケア事業（母体ケアや育児指導等）、これらの実施場所の修繕

補助内容

項目	基準額	対象経費	補助率
1 基本事業	育児パッケージ配布経費 1件あたり10,000円	事業の実施に必要な経費 (注1)	10/10
	実施体制の整備（国事業分）（注2） (1)ア 保健師等専門職員を1名配置する場合 2,827,000円 イ 保健師等専門職員を2名配置する場合 4,942,000円 ウ 保健師等専門職員を3名以上配置する場合 7,046,000円 (2)保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1,348,000円 開設準備経費（改修費等） 1,333,000円（注2）		
2 産前・産後サポート事業（注3）	5,566,000円（期間が1年未満の場合は×実施月数/12）	事業の実施に必要な経費 (注1)	
3 産後ケア事業（注3）	12,136,000円（期間が1年未満の場合は×実施月数/12）		
4 妊娠・出産包括支援緊急整備事業(注3)	産前・産後サポート事業分1,620,000円 産後ケア事業分3,780,000円		

(注1)従来より区市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。
 (注2)利用者支援事業（母子保健型）として実施する場合に補助する。
 (注3)国要綱に基づく妊娠・出産包括支援事業として実施する場合に補助する。